

<p>器具等の消毒方法の概要</p>	<p><input type="checkbox"/> 煮沸消毒器 <input type="checkbox"/> 蒸気消毒器 <input type="checkbox"/> 紫外線消毒器</p> <p><input type="checkbox"/> 消毒薬品</p> <p style="margin-left: 40px;"> <input type="checkbox"/> エタノール <input type="checkbox"/> 次亜塩素酸ナトリウム <input type="checkbox"/> 逆性石けん <input type="checkbox"/> グルコン酸クロロヘキシジン <input type="checkbox"/> 両性界面活性剤 </p>
<p>管理施設所在地 (名称)</p>	
<p>管理施設使用許可証明欄 (※出張理容・出張美容の業務を行うために雇用されている場合その他であって、管理施設が住所地以外の場所にあり、その施設管理責任者が別にある場合)</p>	<p style="text-align: center;"><u>出張理容・出張美容管理施設使用許可証明</u></p> <p>届出者_____が、(出張理容・出張美容)の業務を行うため、当方施設内に管理施設を設置し、使用することを認めます。</p> <p style="text-align: center;"> 施設管理責任者 住所及び氏名 (施設名称) </p>

備考

1 注意事項

- (1) 届出書は正副2部作成し提出すること。
- (2) □には、該当する箇所に、レ印を入れること。
- (3) 不要な文字は二重線で抹消すること。
- (4) 出張業務を行う場所が複数個所ある場合には、別途一覧表を作成し添付すること。
(不特定の一般家庭へ要請があった場合に出向く等の業を行う場合には、「〇〇市内」と記載すること。)
- (5) 営業期間は、1年間を限度とし、期間満了後に引き続き出張業務を行う場合には、再度届出を行うこと。

2 添付書類

- (1) 理容師免許証又は美容師免許証の写しを2部(原本の確認を受けること。)
- (2) 感染症罹患の有無の確認ができる医師の診断書及びその写し
- (3) 管理施設の施設概要平面図及びその写真及びその写し

※ 出張業務を行う理容師・美容師は、保健所にこの届出書が受理された後、出張業務を行う時は常に受理済の印を押印された届出書の副本を携帯すること。